

先づ身頃の胴はぎをなし裏の方に折を返して縫
 袷をかけ次に前下りを縫ひ（前下り表は標の所
 裏は標より一分下を縫ふなり）裏の方に折を返
 しかくし袷をなす次に後身に後褶、前身に前褶
 を入れ身の方に折を返し次に綿を入れるなり綿
 は脇明の處と裾口の所とは少し厚く入るべし
 綿を入れたらば第一に裾を假とぢなし次に脇明
 の所表の方に綿をふくみて大針にとぢ裏の方を
 二分程去りてこまかく紵けるなり次に衿付をと
 ぢて紐をつけ次に衿を裏身頃より衿の方を見て
 紐付より上は衿の方をやゝゆるめに紐付より下
 は同様にして一針ぬきにつけ次に衿先を縫ひ裏
 身頃の方に返して身頃にとぢつけ次に合標を合
 せて少さく紵け後に衿を表の方に返して袷をか
 け置くなり

或母の日記 (第五回)

無名氏

明治三十三年九月三十日生れの女子生後十二ヶ月間の記事
 明治三十四年七月十五日。父が家に歸り來るを凡
 そ壹町先きに於て見付けたり。

七月十七日。某校の創立紀念式に風船を上げたる
 を見物に連れ行きたり。

七月三十日。明日より父は講習のため他行につき
 母は此子をつれ母の實家に連れ行く、茲に滞在す
 る事、四週間にして歸宅す。

八月中心より、折々飯を少しつゝ與へたり、此下旬
 より梨子の熟したるものを皮を剥きて與ふ。尤も
 好む所なり、菓子甘さものは左程に好まぬ
 方なり。

九月上旬。例の如く梨子を興へたるに、母の手

に在る大なるものをとらんとせり、此頃より切りに物に倚りて立たんとす。……障子を破る事を面白がる……叱らるゝと泣く事を知るになれり。生後三百四十五日にして手離しにて立つ。物をかみて與ふれば自分の手にて押し込む。九月中旬。葡萄豆などやれば、皮を出して食ふ。九月廿二日。芝居見物に母に連れられてゆき、さまざまの物を食ひ過ぎ下痢を起す。廿五日銀林醫師に診断を受け、散藥六帖を用ひ平服す、輕き腸加答兒なりと云ふ、此頃より氣にさからふ事あるときはウンと怒る、之を強ゆるときは泣く。九月二十九日。誕生祝をなし、赤飯を製し知るべに配る（餅米九升を用ふ）明三十日が誕生に相當なるを都合により一日繰り上げたるなり。

一ヶ年間生長の大要。

漸く立ち上るのみにて歩行するに至らず。下齒二枚、上齒一枚あらはれ、少しづつ飯を與へたり。

母の手にて守り、別に子守を雇はず、故に家の内にのみ有り勝ちなり、此くの如き事は小兒の爲めにあまり宜しからずと思はる、小兒は小兒の連れともだちを喜ぶもの故、毎日折々外に出で新らしい空氣にもさらされ、又他の小兒と遊ばしむる事大切なりと思ふ。

Zu solchen Kindern gehört eine solche Mutter.

かゝる子供にかゝる母あり。